

都市計画公園及び緑地の 変更・廃止（素案）の説明会

令和3年11月

寝屋川市
2軸化事業本部

説明内容

- 1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組
- 2 都市計画公園及び緑地の評価内容等
- 3 今後の予定
- 4 都市計画の区域の廃止について

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

○背景

都市計画公園及び緑地については、昭和31年に都市公園法が制定され、都市公園の標準的な配置及び規模の考え方が示され、この考え方等に基づいて決定されてきた。

都市計画法第53条 建築制限

- ・3階建て以下で、地階がないこと。
- ・主な構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などであること。 等



【全国的な課題】

財政事情等により、未整備のまま建築制限だけが長期間に及んでいる。

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

○最高裁判決（H17.11.1）

（盛岡市における市道区域決定処分取消等請求訴訟における補足意見）

建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならない、60年をも超える長きにわたって制限が課せられている場合に、単に建築制限の程度から損失補償の必要はないという考えは大いに疑問である。

○都市計画運用指針

（都市施設に関する都市計画の見直しの考え方）

これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

平成24年3月 「寝屋川市都市計画マスタープラン」

- ・「大阪府における都市計画公園のあり方に関する検討の動向を見極めながら、適正な公園配置等についての検証を行います。」(都市施設整備の方針)

平成25年6月 「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」(大阪府都市計画協会)

- ・大阪府及び府内市町村が協同で、学識者・有識者等による検討委員会での検討、パブリックコメント手続き等を経て、統一的な見直しの基準をとりまとめ

平成31年3月 「寝屋川市みどりの基本計画」

- ・都市計画公園における「建築制限の長期化への対応」や「説明責任の明確化」などに対応するため、必要に応じた都市計画変更を推進

本市が都市計画決定権限を有する長期未着手又は未完成の公園及び緑地



都市計画決定当時からの社会経済情勢の変化を踏まえた見直し

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

整備状況(R2.3.31現在) ※本市が都市計画決定権限を有するもの

区 分		箇 所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率 (%)	開設状況(箇所)		
						完 成	未 完 成	未 着 手
住 区 基 幹 公 園	街区公園	17	4.37	3.74	85.6	14	1	2
	近隣公園	21	41.30	11.45	27.7	0	15	6
	地区公園	1	4.50	4.50	100.0	1	0	0
特殊公園		1	10.60	7.05	66.5	0	1	0
緑 地		1	4.50	3.82	84.9	0	1	0
合 計		41	65.27	30.56	46.8	15	18	8

⇒未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地 **26箇所**

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

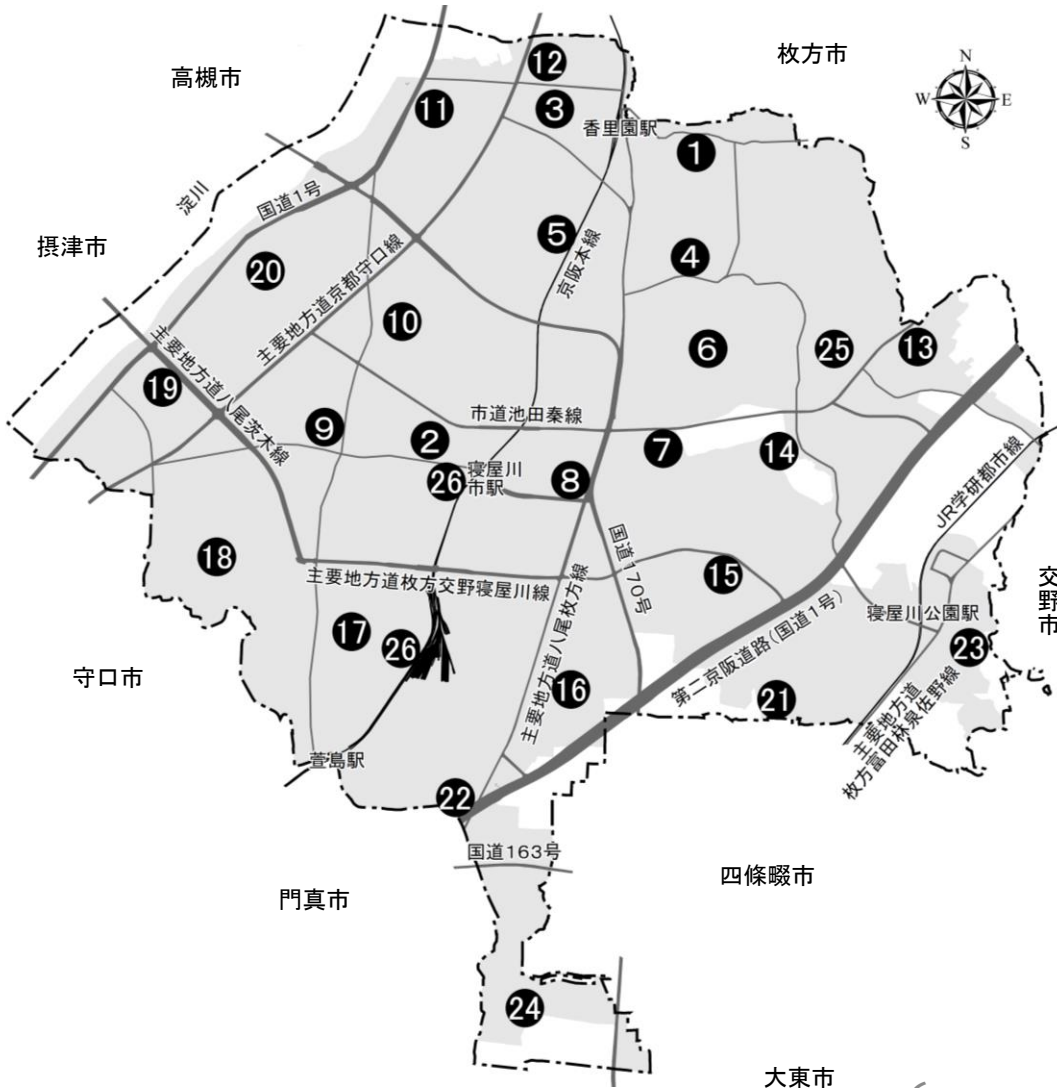
【参考】都市計画公園及び緑地の種類

種類	種別	機能の内容	標準規模	
公園	公住区基幹園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園	0.25ha
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園	2ha
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園	4ha
	公都市基幹園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園	概ね10ha以上
		運動公園	主として運動の用に供する公園	概ね15ha以上
	広域公園		一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園	概ね50ha以上
	特殊公園		風致、動物、植物、歴史公園など特殊な公園	—
緑地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	—	

※本市域には、本市が決定した都市基幹公園及び広域公園(表中の網かけ)はありません。

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地(R2.3.31現在)



- | | |
|----------|-----------|
| ① 紅ヶ丘公園 | ⑭ 太秦1号公園 |
| ② 大和公園 | ⑮ 太秦2号公園 |
| ③ 松屋町公園 | ⑯ 堀溝公園 |
| ④ 成田公園 | ⑰ 上神田公園 |
| ⑤ 田井西公園 | ⑱ 黒原旭町公園 |
| ⑥ 国松公園 | ⑲ 仁和寺公園 |
| ⑦ 秦公園 | ⑳ 点野公園 |
| ⑧ 初本町公園 | ㉑ 小路明和公園 |
| ⑨ 高柳栄町公園 | ㉒ 萱島東公園 |
| ⑩ 池田2号公園 | ㉓ 打上公園 |
| ⑪ 木屋元町公園 | ㉔ 河北公園 |
| ⑫ 香里西公園 | ㉕ 寝屋川公園墓地 |
| ⑬ 寝屋公園 | ㉖ 友呂岐緑地 |

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地一覧(1/2) (R2.3.31現在)

No.	名称	公園種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	区分	当初の都市計画 決定年月日	経過年数 (年)
1	紅ヶ丘公園	街区公園	約0.25	0.00	未着手	昭和30年3月31日	65
2	大利公園	街区公園	約0.31	約0.18	未完成	昭和30年3月31日	65
3	松屋町公園	街区公園	約0.25	0.00	未着手	昭和47年8月9日	47
4	成田公園	近隣公園	約1.60	約1.44	未完成	昭和30年3月31日	65
5	田井西公園	近隣公園	約2.10	約1.70	未完成	昭和44年5月23日	50
6	国松公園	近隣公園	約3.30	約0.83	未完成	昭和44年5月23日	50
7	秦公園	近隣公園	約1.60	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
8	初本町公園	近隣公園	約2.90	約0.92	未完成	昭和44年5月23日	50
9	高柳栄町公園	近隣公園	約1.90	約0.27	未完成	昭和44年5月23日	50
10	池田2号公園	近隣公園	約1.10	約0.19	未完成	昭和44年5月23日	50
11	木屋元町公園	近隣公園	約1.10	約0.54	未完成	昭和44年5月23日	50
12	香里西公園	近隣公園	約1.10	約0.64	未完成	昭和44年5月23日	50
13	寝屋公園	近隣公園	約1.40	約0.12	未完成	昭和44年5月23日	50
14	太秦1号公園	近隣公園	約2.30	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50

※本市が都市計画決定権限を有するもの

※開設面積(ha)は、都市公園法に基づき告示された面積を記載

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地一覧(2/2) (R2.3.31現在)

No.	名称	公園種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	区分	当初の都市計画 決定年月日	経過年数 (年)
15	太秦2号公園	近隣公園	約2.20	約1.76	未完成	昭和44年5月23日	50
16	堀溝公園	近隣公園	約2.40	約0.06	未完成	昭和44年5月23日	50
17	上神田公園	近隣公園	約2.30	約0.16	未完成	昭和44年5月23日	50
18	黒原旭町公園	近隣公園	約2.60	約0.37	未完成	昭和44年5月23日	50
19	仁和寺公園	近隣公園	約1.60	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
20	点野公園	近隣公園	約1.20	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
21	小路明和公園	近隣公園	約3.20	約2.13	未完成	昭和44年5月23日	50
22	萱島東公園	近隣公園	約1.30	約0.32	未完成	昭和44年5月23日	50
23	打上公園	近隣公園	約2.70	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
24	河北公園	近隣公園	約1.40	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
25	寝屋川公園墓地	特殊公園	約10.60	約7.05	未完成	昭和30年3月31日	65
26	友呂岐緑地	緑地	約4.50	約3.82	未完成	昭和48年11月14日	46
合計			約57.21	約22.50	平均経過年数 約52年		

※本市が都市計画決定権限を有するもの

※開設面積(ha)は、都市公園法に基づき告示された面積を記載

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

みどりの効果と主な代替施設等

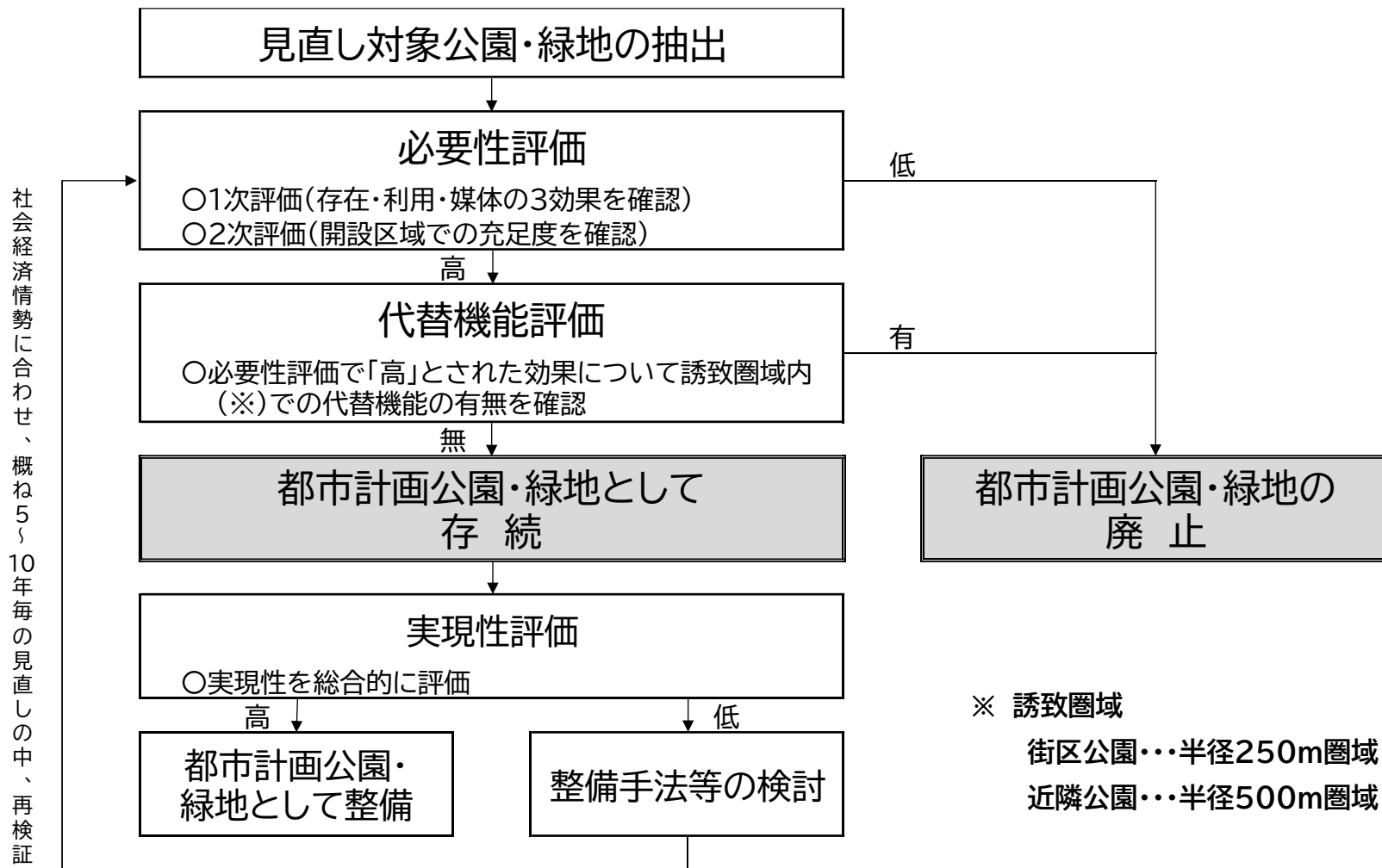
効果項目		都市計画公園に求められる主な機能	主な代替施設等
みどりの効果	存在効果	防災 ◆住民の避難場所(一次避難等) ◆延焼遮断 等	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場、官公庁施設・学校等の緑化空間、社寺、墓地、生産緑地
		環境 ◆ヒートアイランド現象の緩和 ◆生き物の移動空間 等	
		景観 ◆地域シンボル ◆美しい景観による地域への愛着醸成 ◆住生活環境の向上 等	
	利用効果	◆遊び場提供及び健康増進(健康遊具、散策、ウォーキング等) ◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション ◆遊歩道や休憩施設の憩い・癒し ◆花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞 等	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場
媒体効果	◆コミュニケーション(子育て世代、高齢者等)の場提供 ◆地域コミュニティの活性化 ◆市民活動の活性化 ◆福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進及び生きがいづくり ◆自主防災訓練等による地域防災力の向上 ◆自然とのふれあいの場提供 等	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場、学校	

※出典：都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方(大阪府都市計画協会)

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

見直し検討フロー（概要）

※都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（大阪府都市計画協会）に基づく



1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

○見直し対象公園・緑地の抽出

大阪府都市計画協会が作成した「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)では、「民有地に建築制限がかかっている未着手区域を有する未着手、未完成公園・緑地」を対象とし、また、「特殊公園」、「未完成公園・緑地のなかでも未着手区域が比較的狭小なもの」は対象外とすることとされています。

⇒ 未着手区域に民有地が含まれていない等の一部の都市計画公園及び緑地は、「基本的な考え方」に基づき、評価対象外とした。

【評価対象外とした都市計画公園及び緑地】

- 太秦1号公園・友呂岐緑地(東大利町地内) 未着手区域に民有地が含まれていないため
- 寝屋川公園墓地 特殊公園であるため
- 成田公園(未着手区域 0.16/1.60ha) 未着手区域が比較的狭小であるため

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

○必要性評価(概要)

	項目		機能		評価内容	
	一次評価	みどりの効果	存在効果	防災	避難地	住民の避難場所(一次避難地、一時避難場所)等として必要か
延焼危険度					周辺に延焼危険度の高い地域があるか	
避難危険度					周辺に避難危険度の高い地域があるか	
避難路等					避難路、避難地として活用可能か	
環境				熱環境	新たな緑陰空間(クールスポット)の創出等に寄与するものか	
				自然的環境	生き物の生息・生育空間等の保全・創出に寄与するものか	
景観				住生活環境	住生活環境の向上に必要なものか	
				歴史・文化	歴史・文化等守るべき景観があるか	
利用効果			遊び場提供等	近隣住民の遊び場提供、健康増進等に寄与するものか		
			スポーツ・レクリエーション	近隣住民のスポーツ・レクリエーションを目的とした地域需要に貢献するものか		
			憩い・癒し	憩いや癒し効果を目的とした地域需要に貢献するものか		
			自然的景観鑑賞	自然景観が少ない周辺地域の需要に貢献するものか		
			動向	住民ニーズ等の変化において施設計画の方向性の転換は必要か		
媒体効果			福祉 教育 交流 コミュニティ 等	高齢者等の心身の健康増進や生きがいに貢献するものか		
				環境教育フィールド整備に貢献するものか		
	地域住民のコミュニケーションの場として地域の需要に寄与するものか					
	市民活動等を活性化するために必要なものか					
	防犯や地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化に必要なものか					
二次評価	開設区域で機能が充足しているか					

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

○代替機能評価(概要)

項目	機能		評価内容	
空間計画	存在効果	防災	延焼危険度	誘致圏域内の代替施設等の面積
		環境	熱・自然環境	誘致圏域内の代替施設等の緑量
		景観	住生活環境等	誘致圏域内の代替施設等の緑量
利用者の視点	存在効果	防災	避難地等	
	利用・媒体効果		施設計画	
			誘致圏域	

●代替可能と考えられる施設緑地

種別			代替性の有無		
			存在	利用	媒体
都市公園等	都市公園	都市計画公園・緑地、その他の都市公園	○	○	○
	都市公園以外の公園緑地に準じる機能を持つ施設	上記以外の公園(開発行為により設置された公園・広場を含む)、道路緑地(緑道)、河川緑地 等	○	○	○
公共公益施設		道路緑地(植樹帯・環境施設帯・駅前広場等)、下水処理施設等の附属緑地、官公庁施設、学校等の緑化空間、その他公共公益施設の緑化空間	○	△	△
準公共施設		寺社、墓地、ため池 等	○	△	△
民間施設	公開空地		○	△	△
	その他民間施設の緑化空間				

●代替可能と考えられる地域制緑地

※△は公開性があるものに限り代替可能とする。

主たる法令等	制度等	主旨	代替性の有無		
			存在	利用	媒体
生産緑地法	生産緑地	農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、市街化区域内の農地等を保全するため都市計画に定める地区。固定資産税、都市計画税が農地課税、相続税納税猶予等。	○	—	—

2 都市計画公園及び緑地の評価内容等

必要性評価・代替機能評価による評価概要、評価結果等

No.	名称	種別	誘致圏域	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価概要	評価結果		
						存在効果			利用効果	媒体効果	存在効果			利用効果	媒体効果				
						防災	環境	景観			防災	環境	景観						
1	紅ヶ丘公園	街区	半径250m圏域	0.25	0.00	—	高	高	高	高	高	無	無	無	無	無	無	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等から、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○周辺の代替施設等では、存在・利用・媒体効果が充足されない。	存続候補
2	大利公園	街区	半径250m圏域	0.31	0.18	開設区域で充足					開設区域で充足					○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止候補		
3	松屋町公園	街区	半径250m圏域	0.25	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、香里西公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
5	田井西公園	近隣	半径500m圏域	2.10	1.70	開設区域で充足					開設区域で充足					○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止候補		
6	国松公園	近隣	半径500m圏域	3.30	0.83	—	—	高	高	高	—	—	—	有	有	有	有	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等、及び現況の多くが農地、ため池であることから、必要性評価では「防災」「環境」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、打上川治水緑地、成田公園、3号三井公園等で代替機能が確認される。	廃止候補
7	秦公園	近隣	半径500m圏域	1.60	0.00	—	—	高	高	高	—	—	—	有	有	有	有	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等、及び現況の多くがため池であることから、必要性評価では「防災」「環境」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、打上川治水緑地、熱田公園等で代替機能が確認される。	廃止候補
8	初本町公園	近隣	半径500m圏域	2.90	0.92	—	高	高	高	高	—	—	—	有	有	有	有	○一時避難地の位置付けがなされており、誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないことから、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、打上川治水緑地、中央小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補

2 都市計画公園及び緑地の評価内容等

No.	名称	種別	誘致圏域	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価概要	評価結果
						存在効果			利用効果	媒体効果	存在効果			利用効果	媒体効果		
						防災	環境	景観			防災	環境	景観				
9	高柳栄町公園	近隣	半径500m圏域	1.90	0.27	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、都市公園5か所、第二中学校、西小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
10	池田2号公園	近隣	半径500m圏域	1.10	0.19	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、池田1号公園、池田小学校、桜小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
11	木屋元町公園	近隣	半径500m圏域	1.10	0.54	一	高	高	高	高		有	有	有	有	○一時避難地の位置付けがなされており、誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等から、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、淀川河川公園、太間公園、木屋小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
12	香里西公園	近隣	半径500m圏域	1.10	0.64	一	高	高	高	高		有	有	有	有	○一時避難地の位置付けがなされており、必要機能は充足していることから、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、香里北さざんか公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
13	寝屋公園	近隣	半径500m圏域	1.40	0.12	一	高	高	高	高		有	有	有	有	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等から、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、都市公園2か所、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
15	太秦2号公園	近隣	半径500m圏域	2.20	1.76	開設区域で充足										○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止候補
16	堀溝公園	近隣	半径500m圏域	2.40	0.06	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、南寝屋川公園、昭栄町公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
17	上神田公園	近隣	半径500m圏域	2.30	0.16	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、友呂岐緑地、神田中央公園、神田小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補

2 都市計画公園及び緑地の評価内容等

No.	名称	種別	誘致 圏域	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価 結果	
						存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果		
						防災	環境	景観			防災	環境	景観				
18	黒原旭町公園	近隣	半径 500m 圏域	2.60	0.57	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、都市公園2か所、啓明小学校、和光小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止 候補
19	仁和寺公園	近隣	半径 500m 圏域	1.60	0.00	高	一	高	高	高	有	/	有	無	無	○現況の多くが農地であることから、必要性評価では「環境」以外を「高」と評価。 ○周辺の代替施設等では、利用・媒体効果が充足されない。	存続 候補
20	点野公園	近隣	半径 500m 圏域	1.20	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、淀川河川公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止 候補
21	小路明和公園	近隣	半径 500m 圏域	3.20	2.13	開設区域で充足					/	/	/	/	/	○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止 候補
22	萱島東公園	近隣	半径 500m 圏域	1.30	0.32	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、南寝屋川公園、さつき公園等で代替機能が確認される。	廃止 候補
23	打上公園	近隣	半径 500m 圏域	2.70	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、梅が丘うぐいす公園、ちび広、梅が丘小学校等で代替機能が確認される。	廃止 候補
24	河北公園	近隣	半径 500m 圏域	1.40	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、深北緑地等で代替機能が確認される。	廃止 候補
26	友呂岐緑地 (中神田町地内)	緑地	半径 500m 圏域を 準用	1.42	0.90	開設区域で充足					/	/	/	/	/	○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	変更 候補

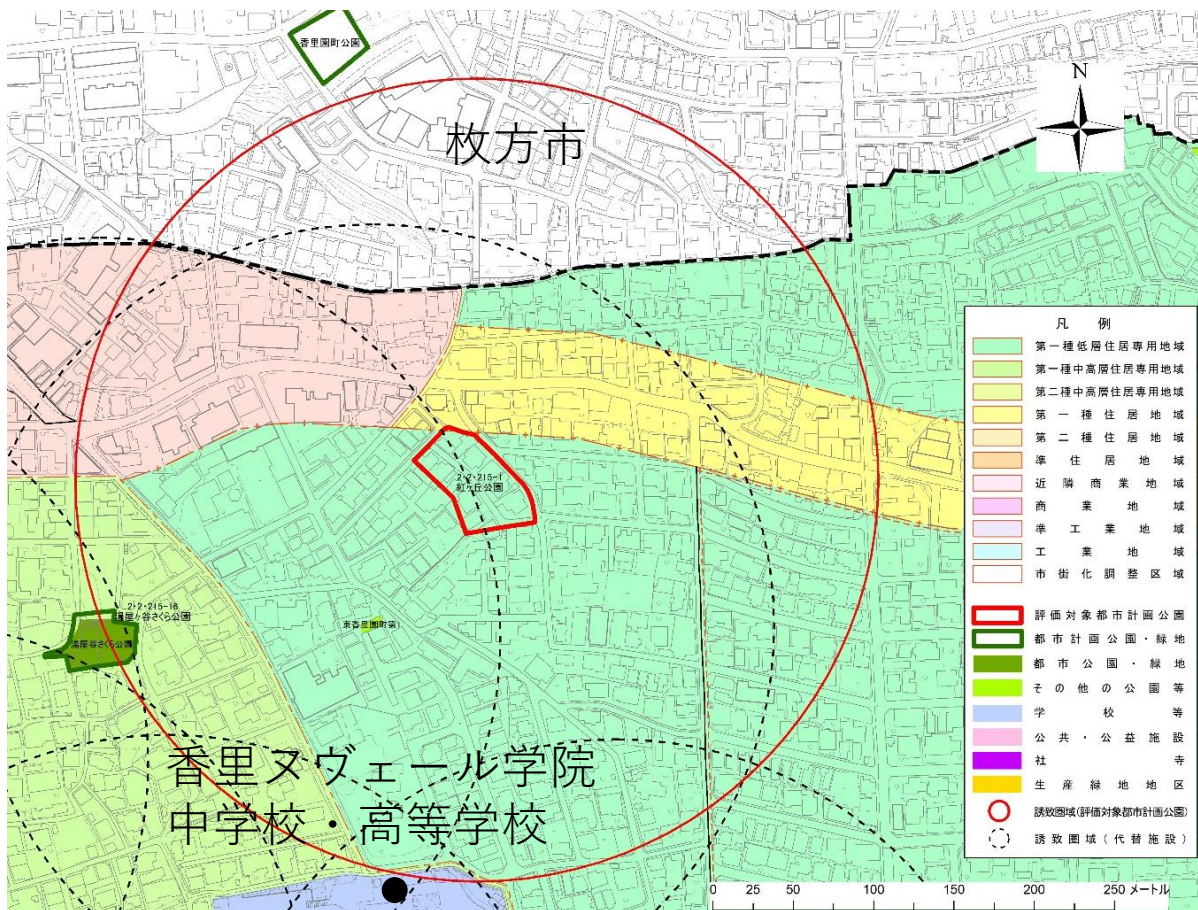
※ No.4(成田公園)、No.14(太秦1号公園)、No.25(寝屋川公園墓地)は、評価対象外のため欠番。

※ 開設面積(ha)は、都市公園法に基づき告示された面積を記載。

※ 友呂岐緑地は、中神田町地内を一つの単位として、評価を実施。

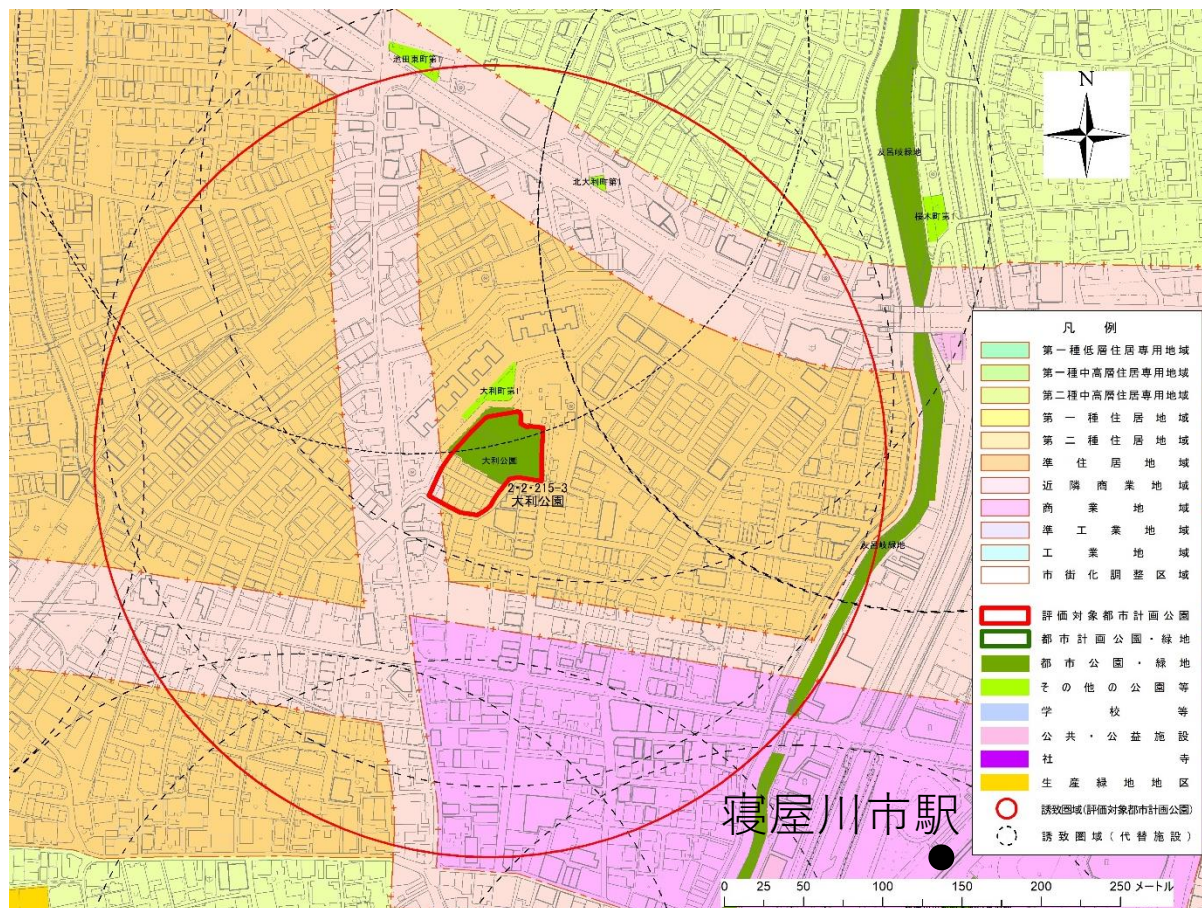
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ① 紅ヶ丘公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
街区	S30.3.31	0.25	0.00	-	高	高	高	高		無	無	無	無	存続候補



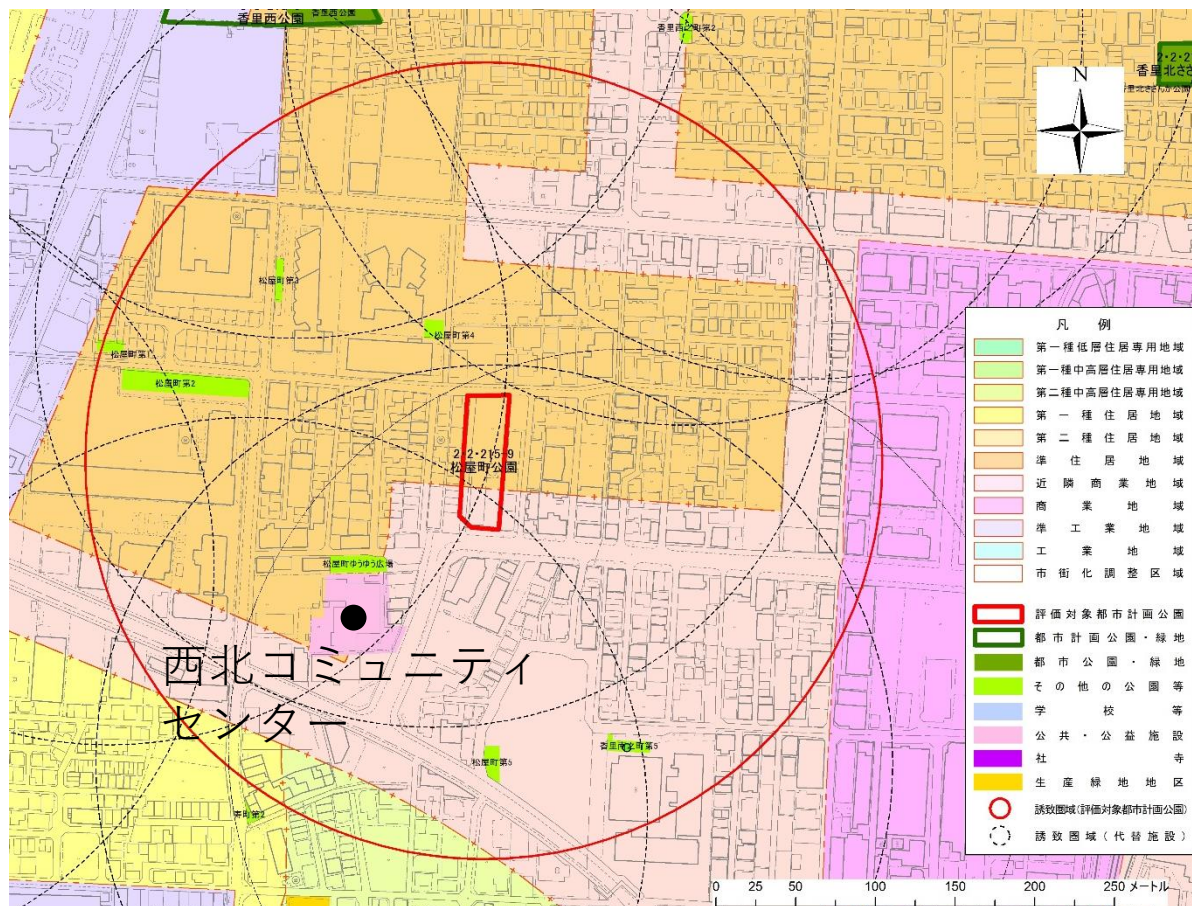
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ② 大和公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
街区	S30.3.31	0.31	0.18	開設区域で充足										廃止候補



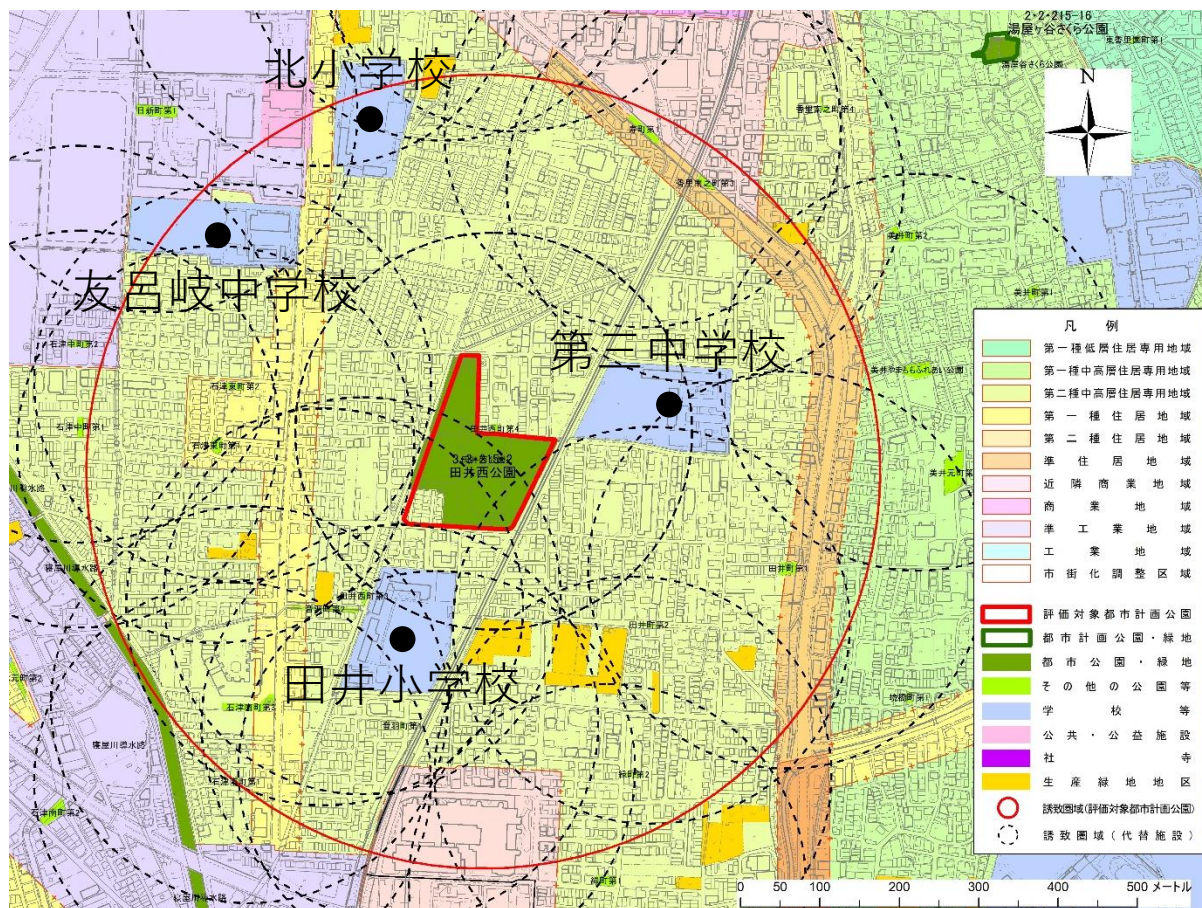
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ③ 松屋町公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
街区	S47.8.9	0.25	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



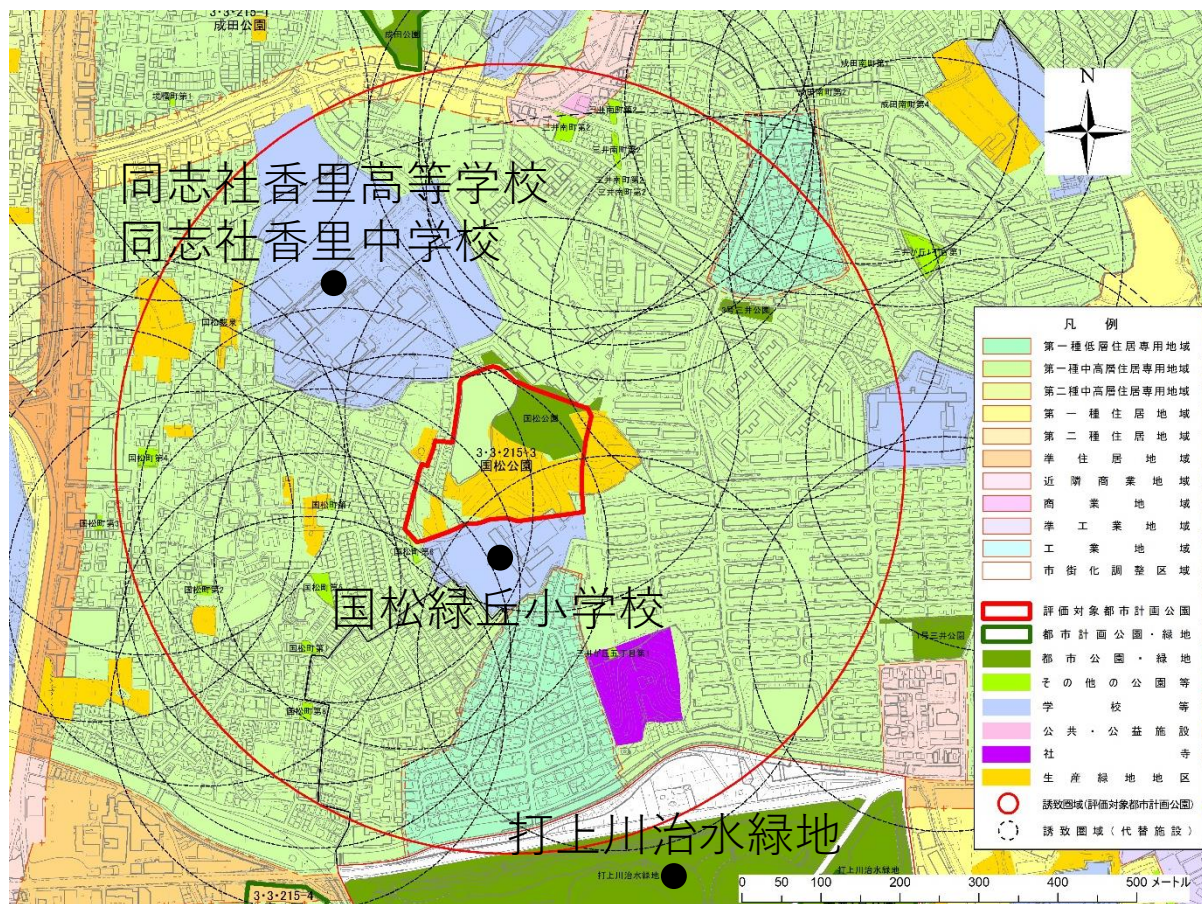
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑤ 田井西公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.10	1.70	開設区域で充足										廃止候補



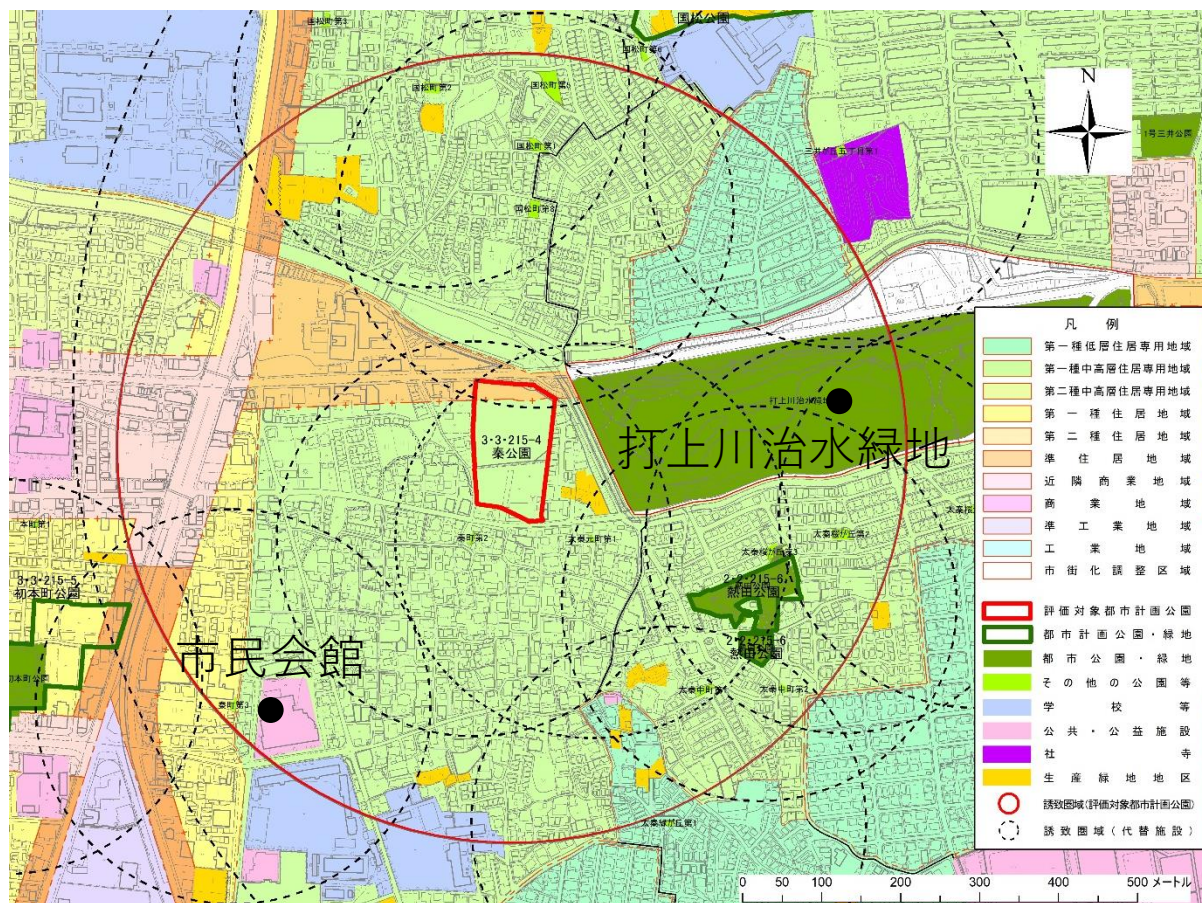
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑥ 国松公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	3.30	0.83	-	-	高	高	高			有	有	有	廃止候補



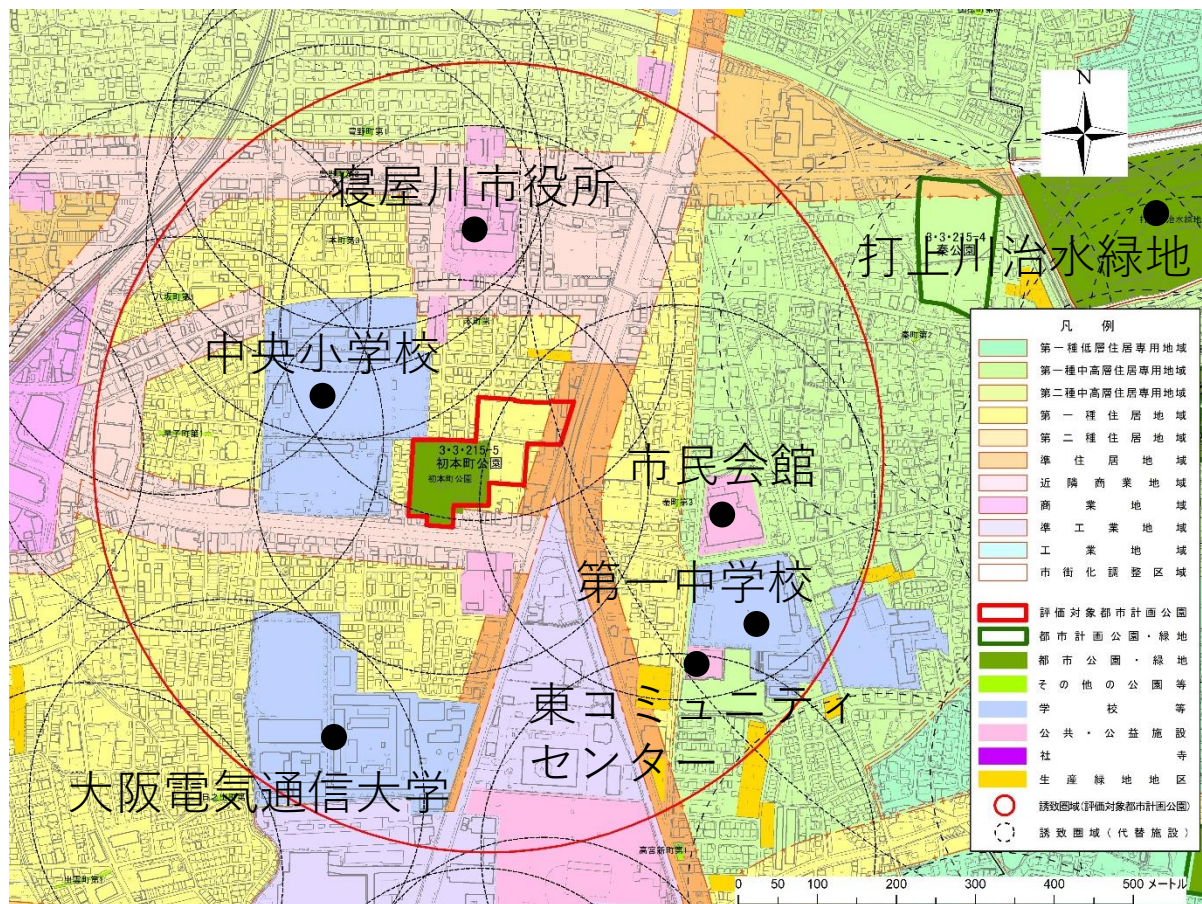
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑦ 秦公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.60	0.00	-	-	高	高	高			有	有	有	廃止候補



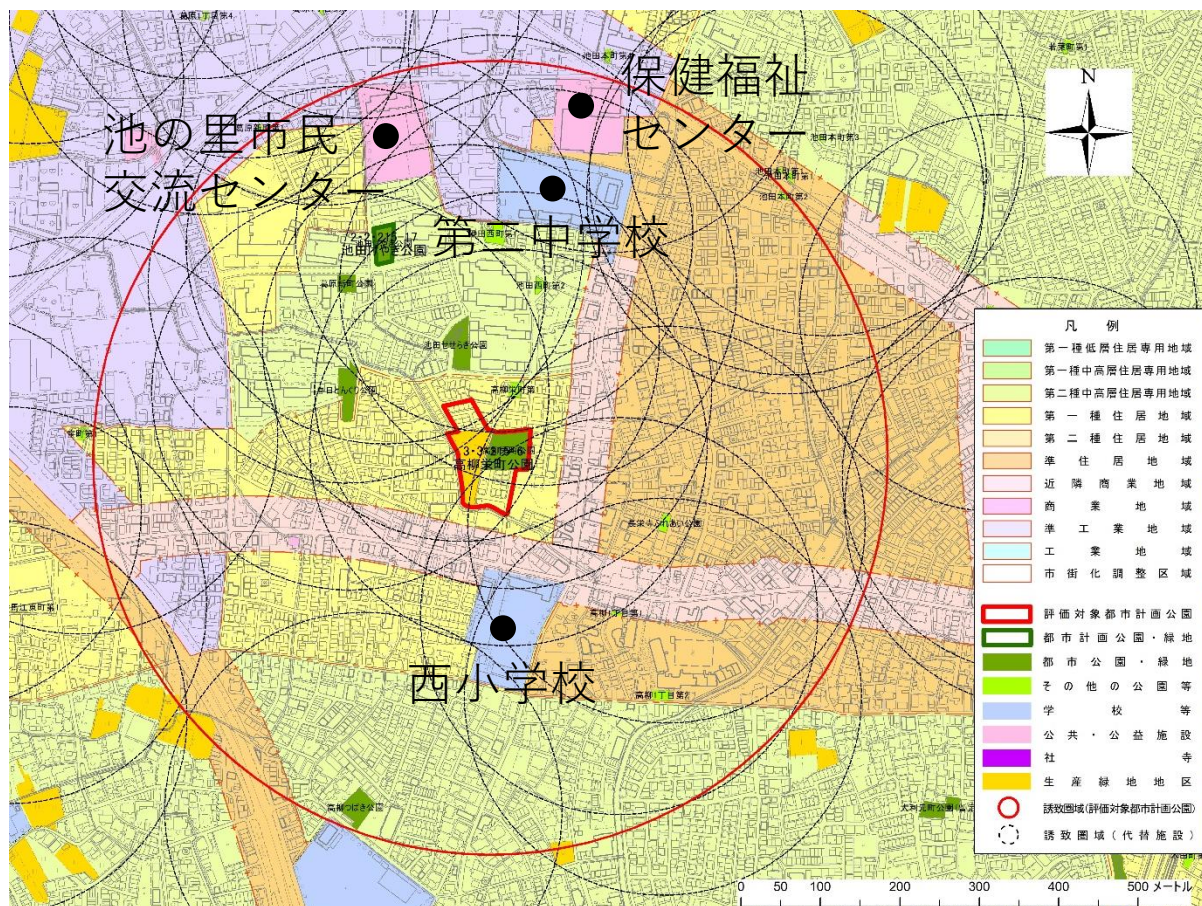
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑧ 初本町公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.90	0.92	-	高	高	高	高		有	有	有	有	廃止候補



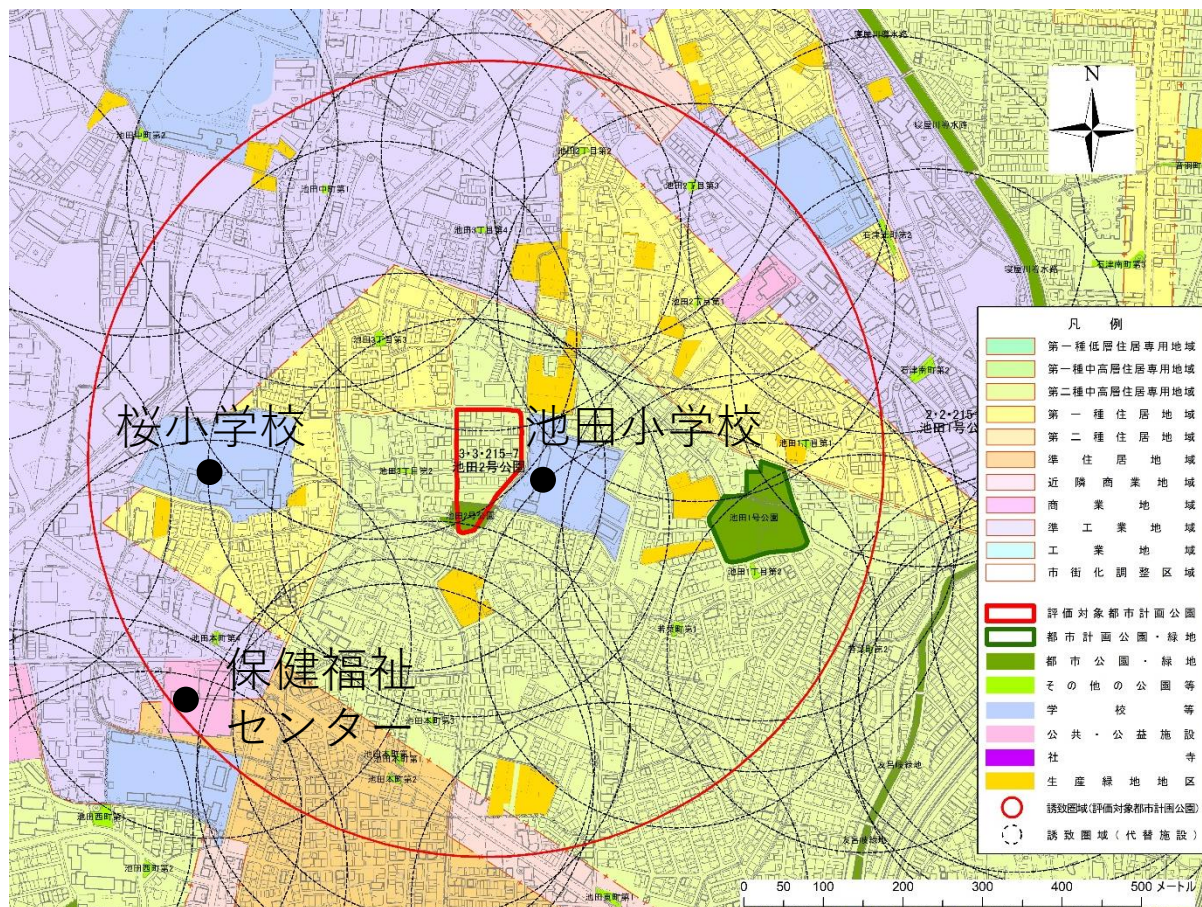
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑨ 高柳栄町公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.90	0.27	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



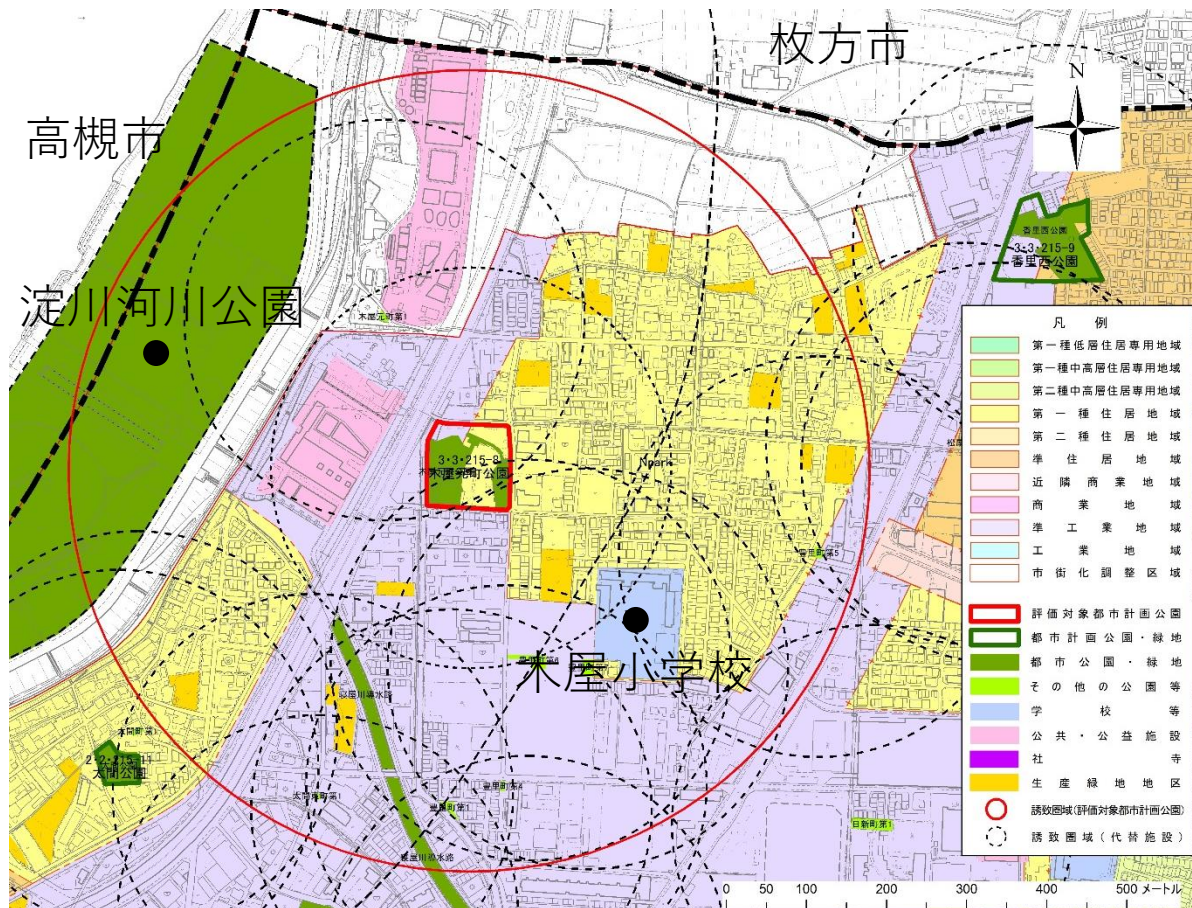
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑩ 池田2号公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.10	0.19	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



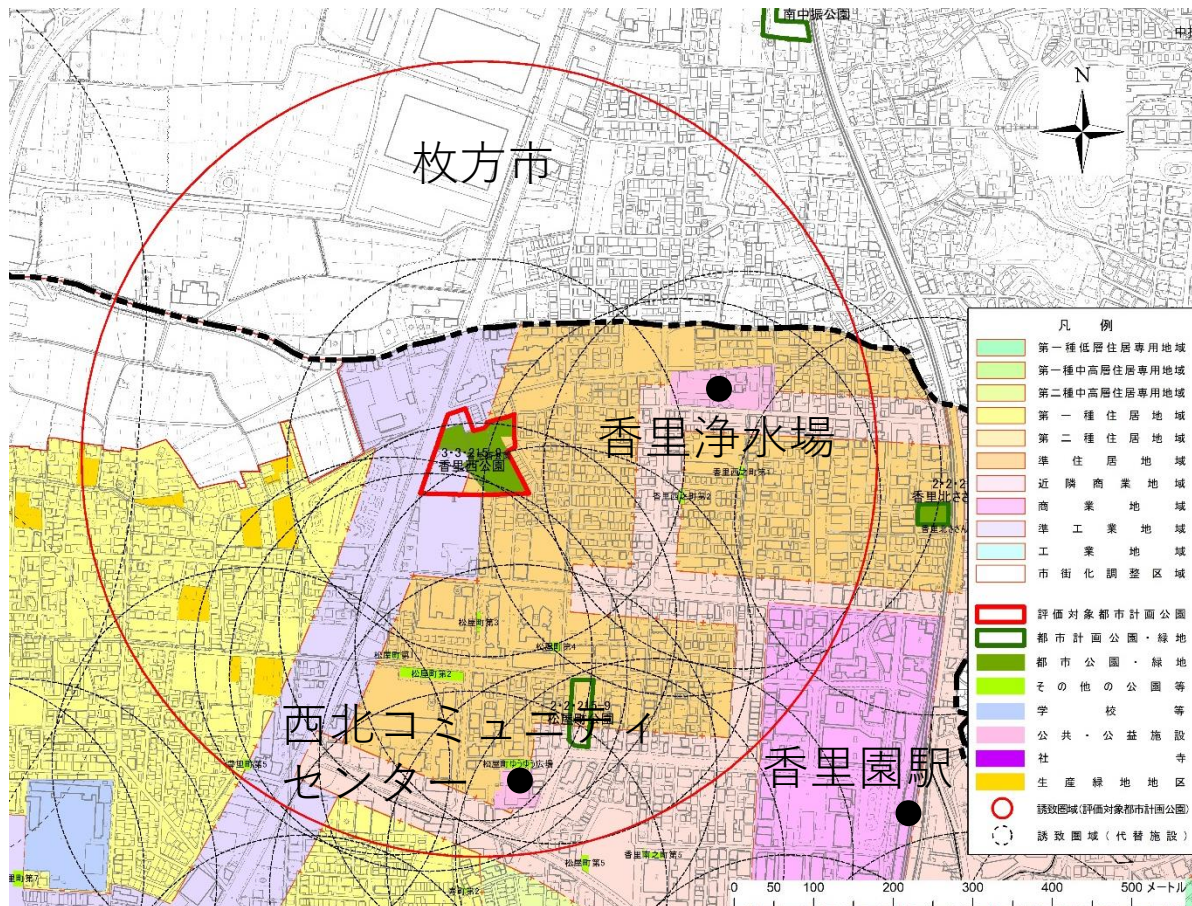
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑪ 木屋元町公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.10	0.54	-	高	高	高	高	有	有	有	有	廃止候補	



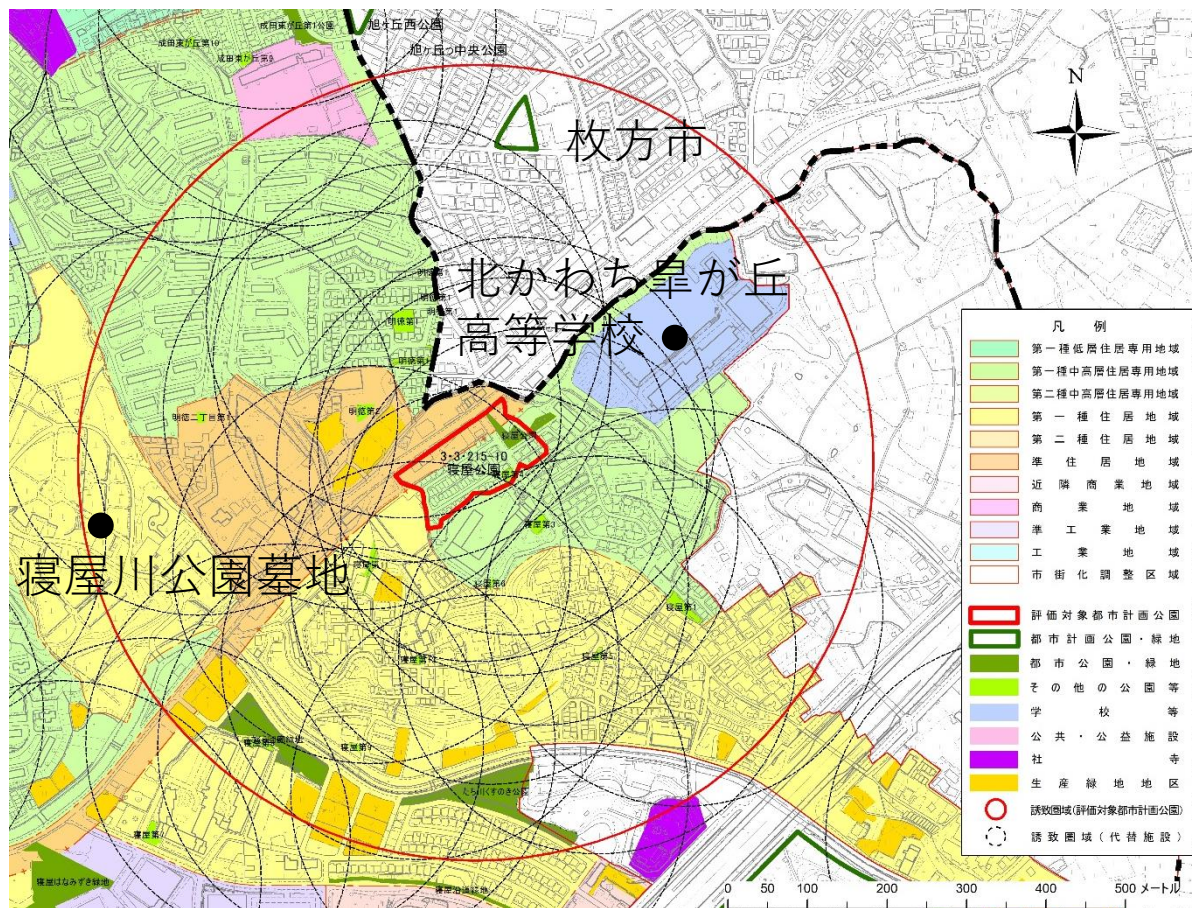
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑫ 香里西公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.10	0.64	-	高	高	高	高		有	有	有	有	廃止候補



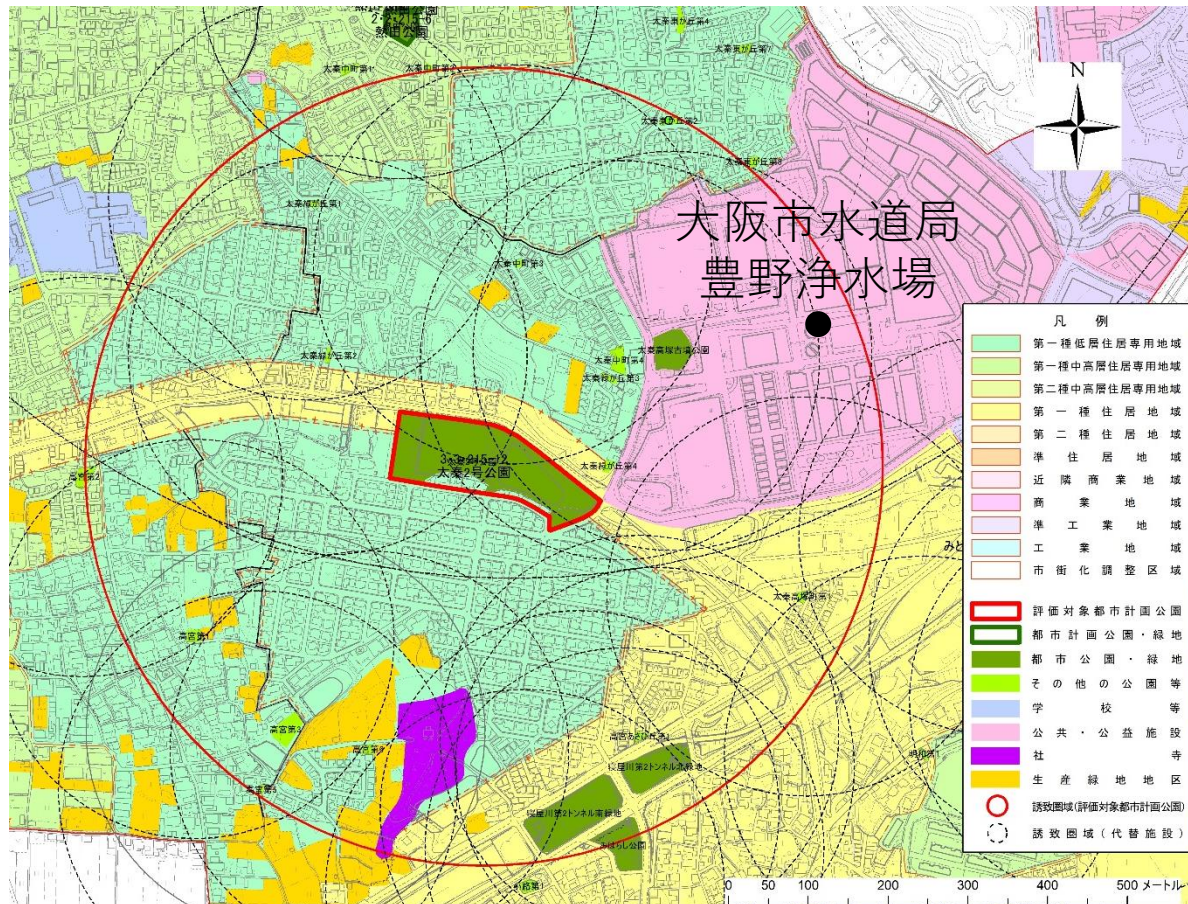
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑬ 寝屋公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.40	0.12	-	高	高	高	高	有	有	有	有	廃止候補	



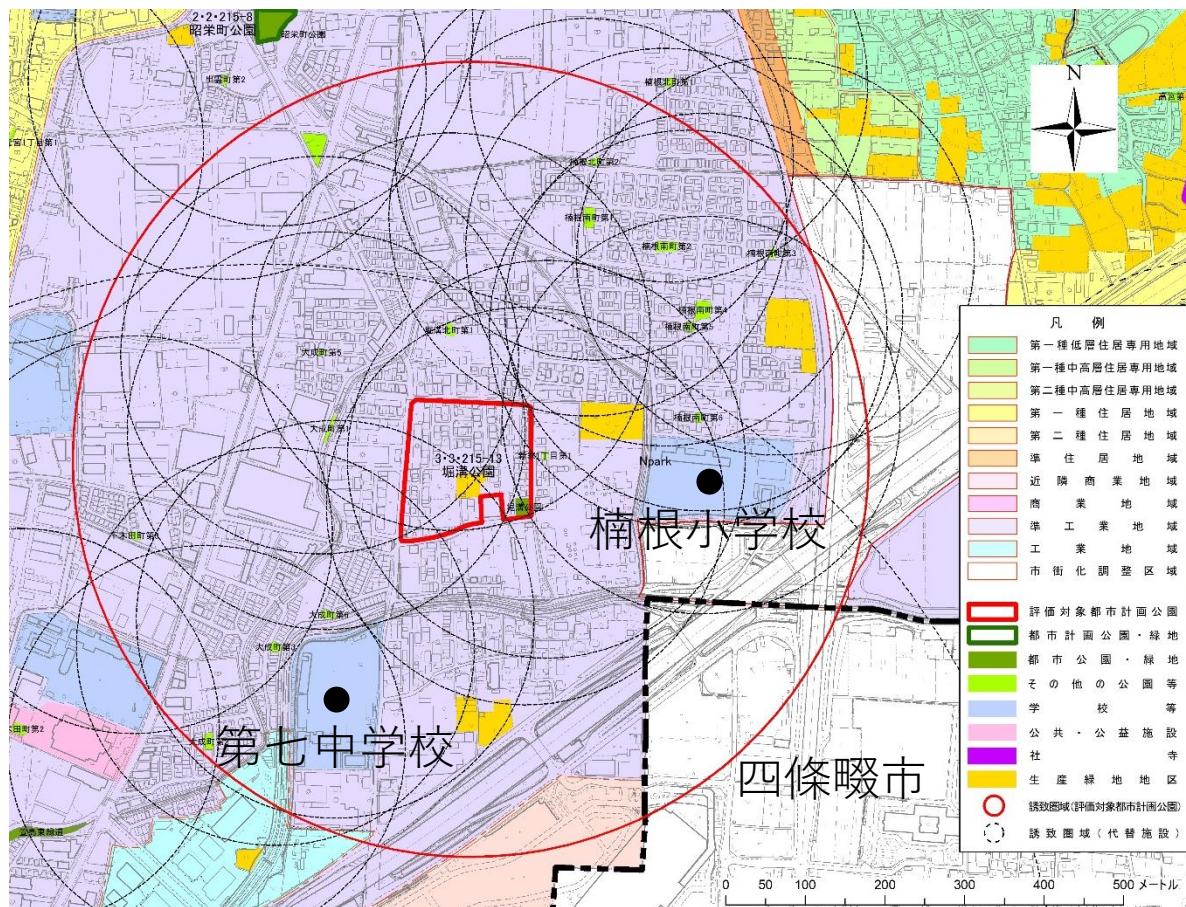
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑮ 太秦2号公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.20	1.76	開設区域で充足										廃止候補



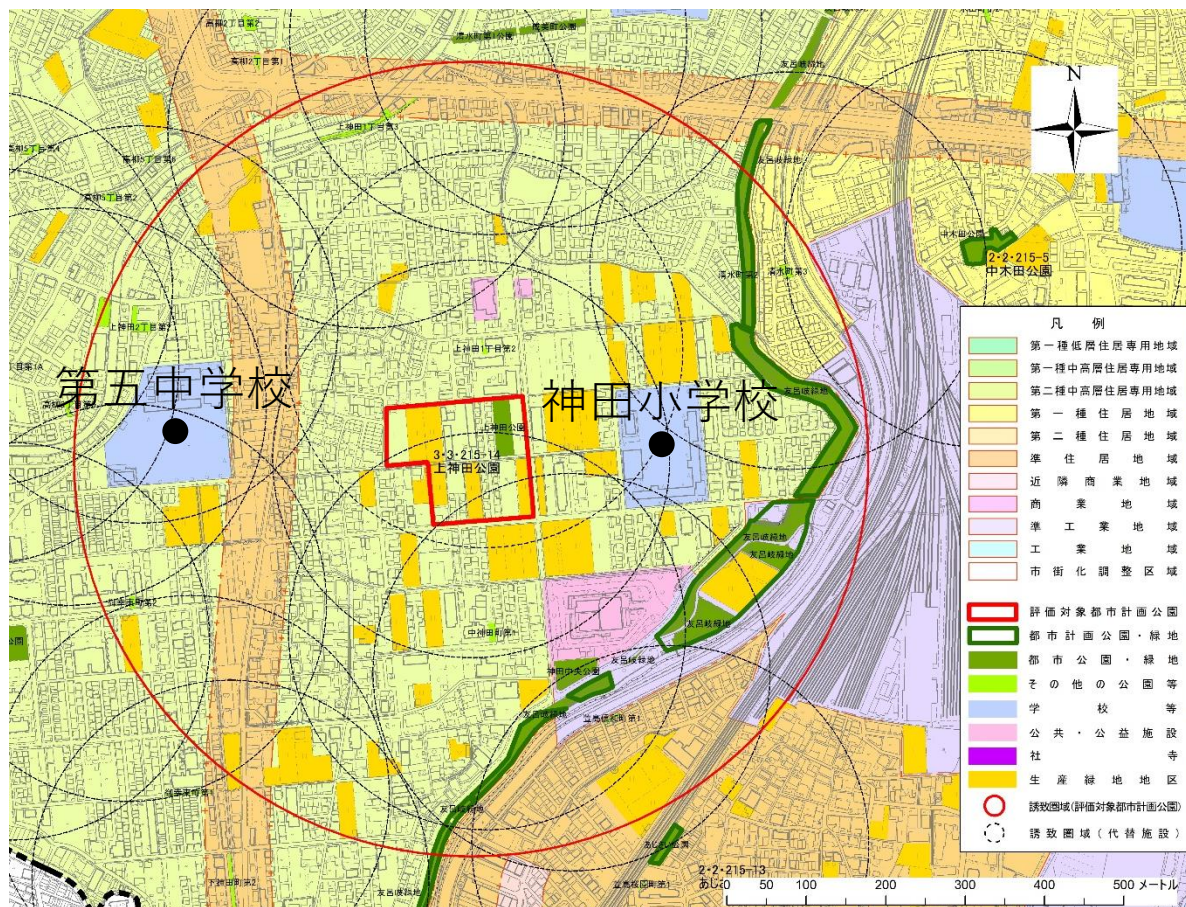
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑬ 堀溝公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.40	0.06	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



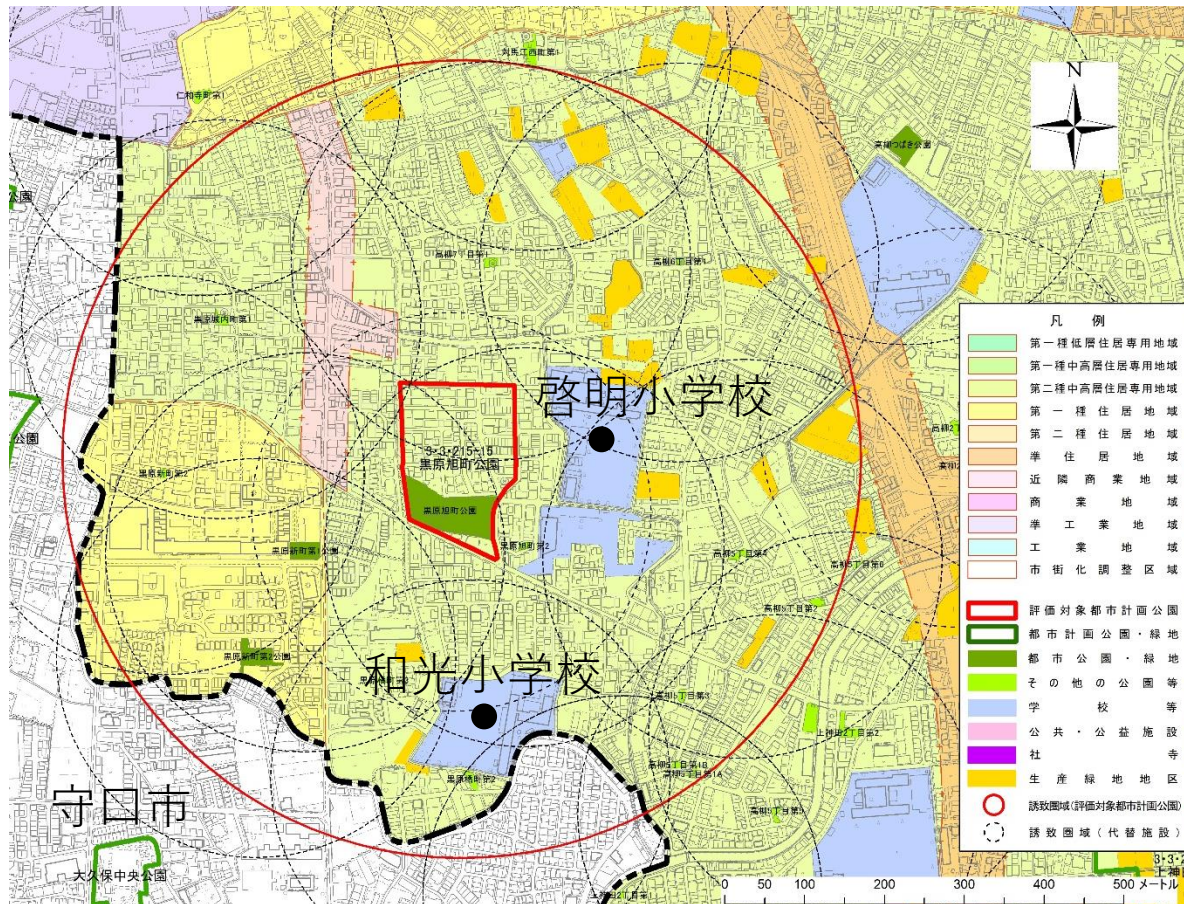
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑰ 上神田公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.30	0.16	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



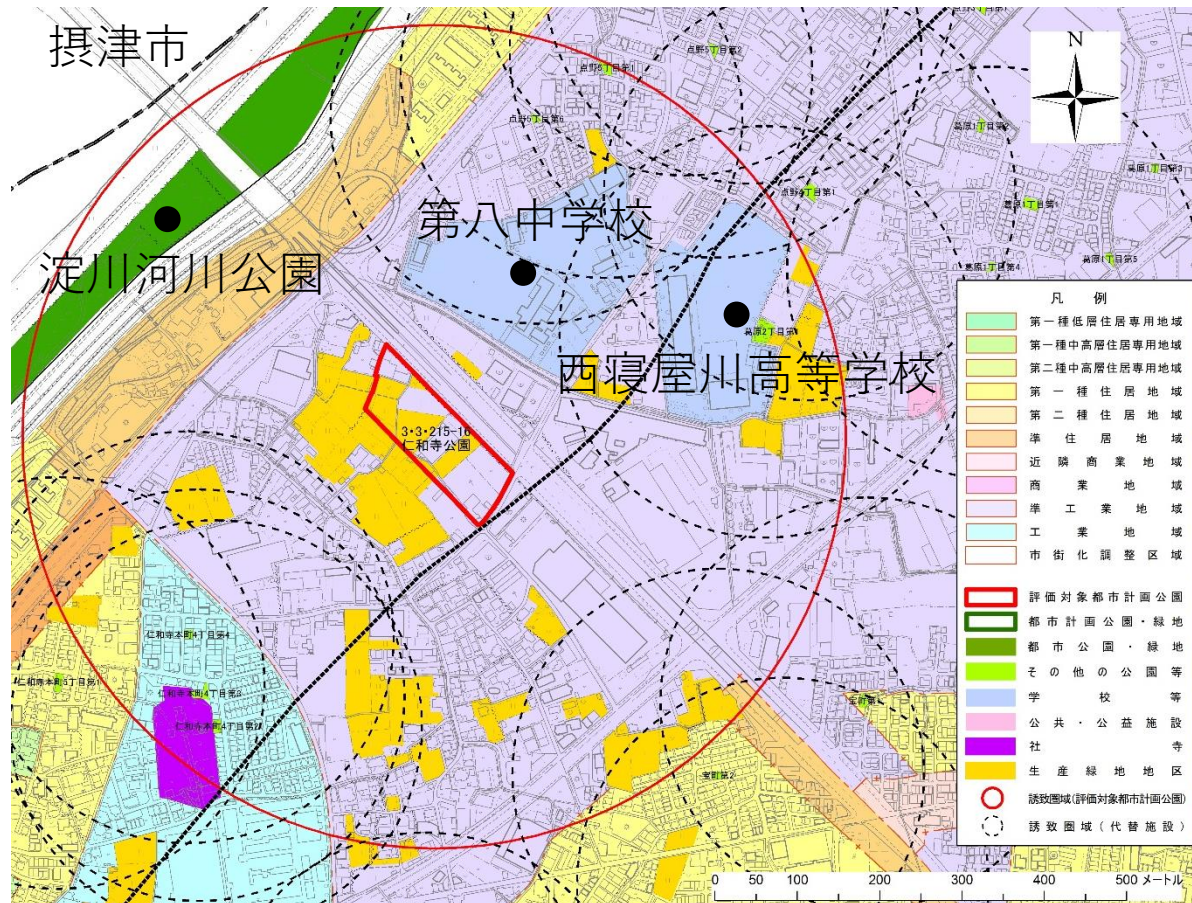
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑱ 黒原旭町公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.60	0.57	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



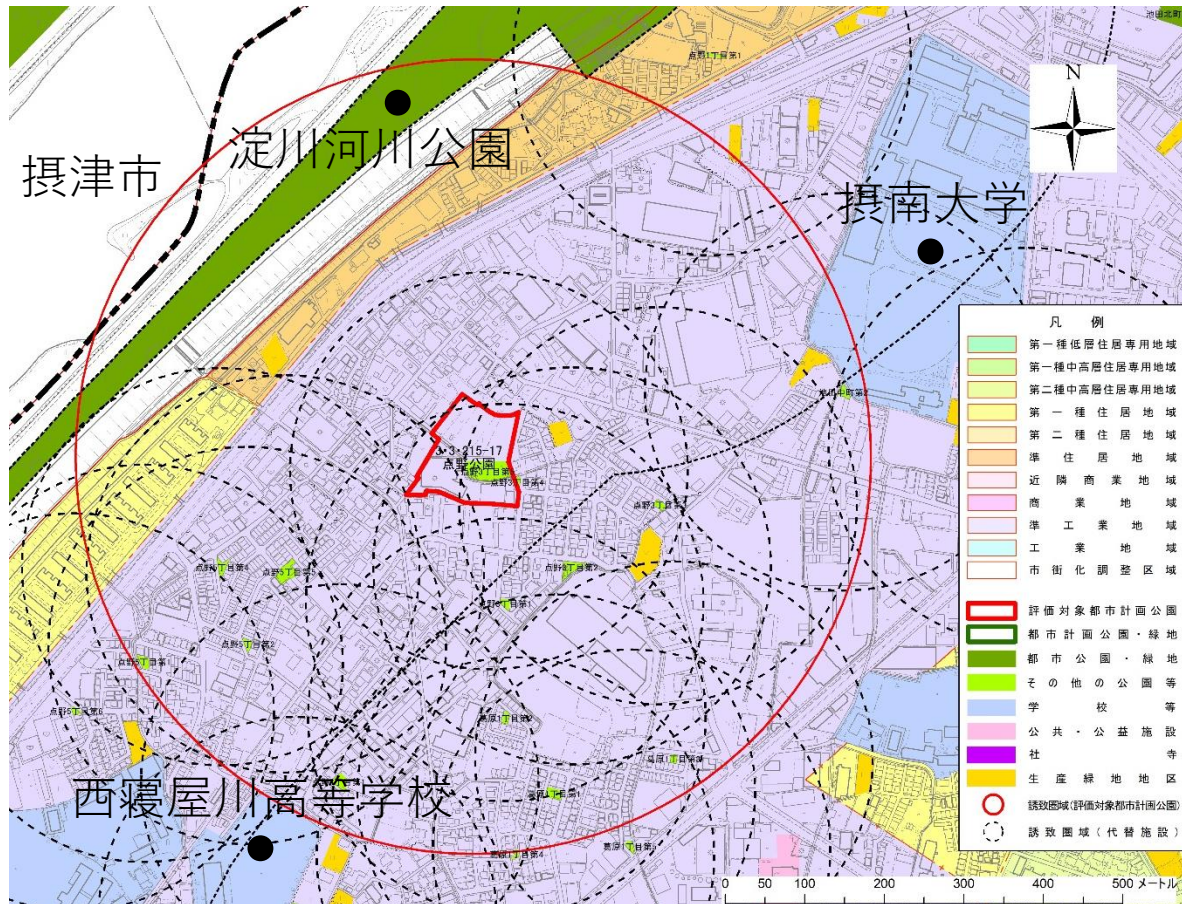
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑱ 仁和寺公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.60	0.00	高	-	高	高	高	有		有	無	無	存続候補



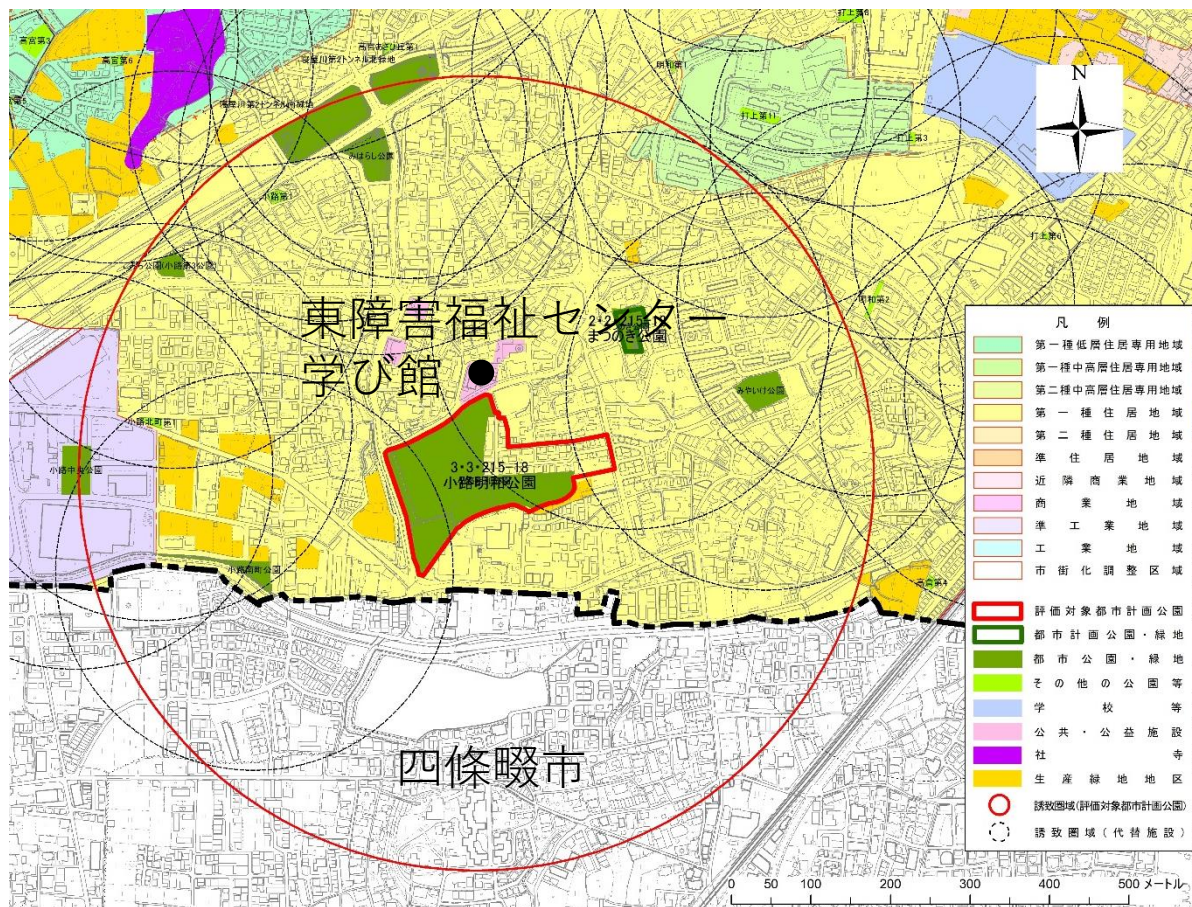
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑳ 点野公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.20	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



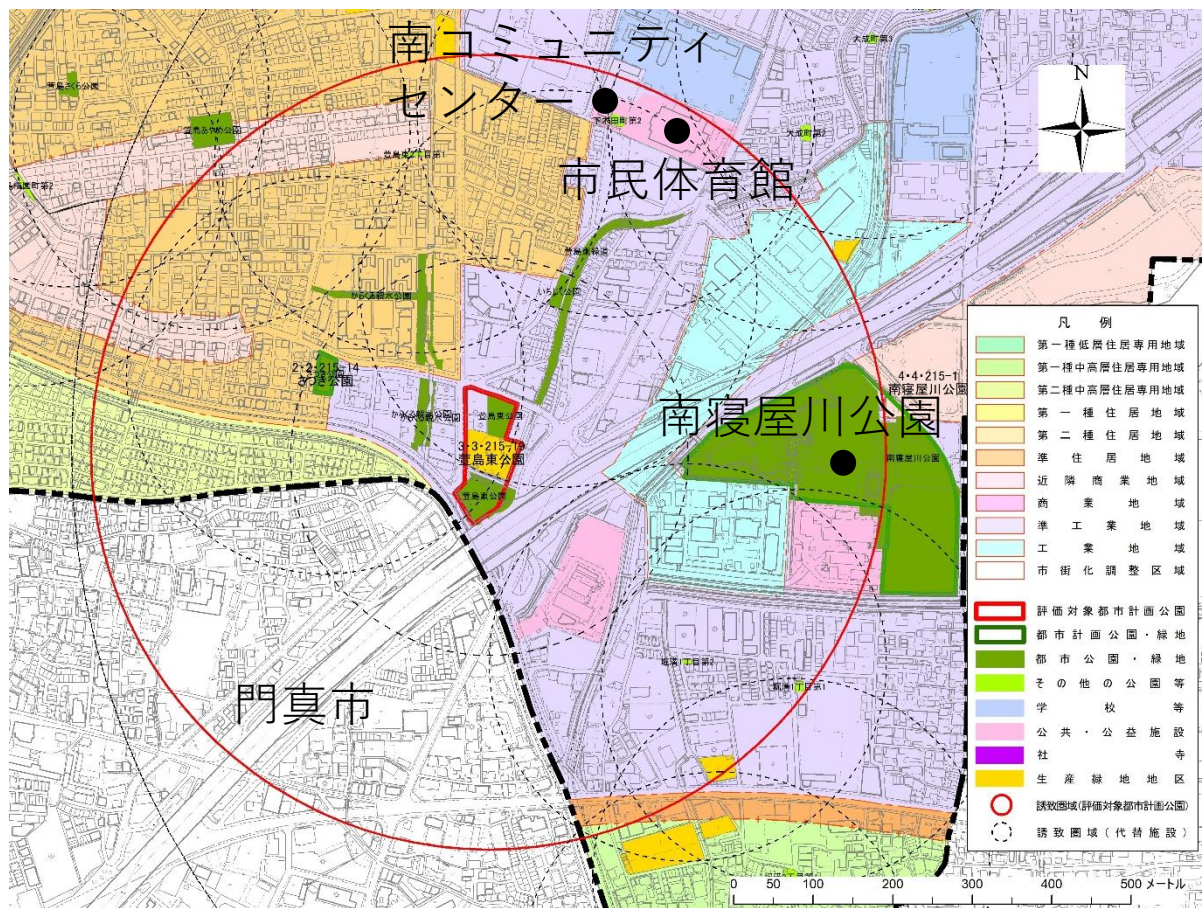
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑳ 小路明和公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	3.20	2.13	開設区域で充足										廃止候補



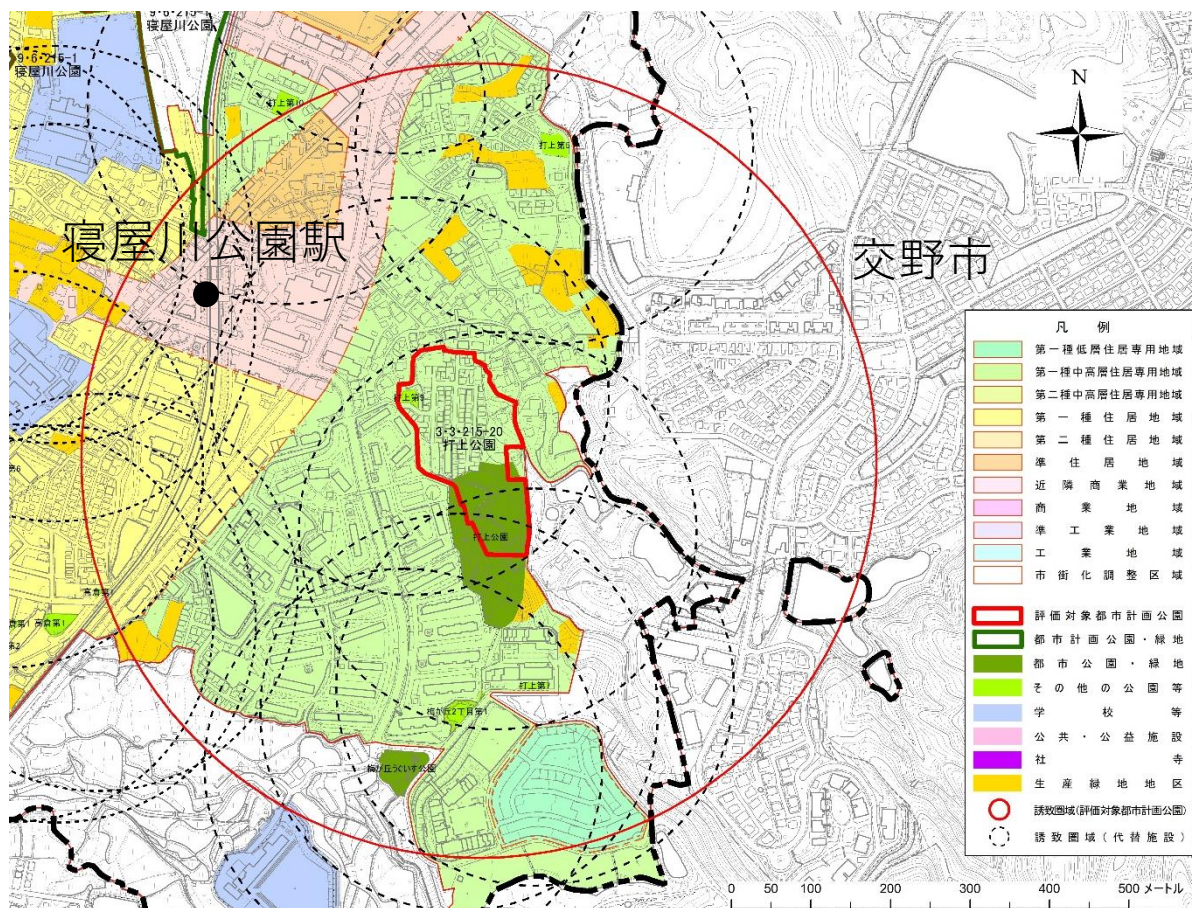
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ②② 萱島東公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.30	0.32	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



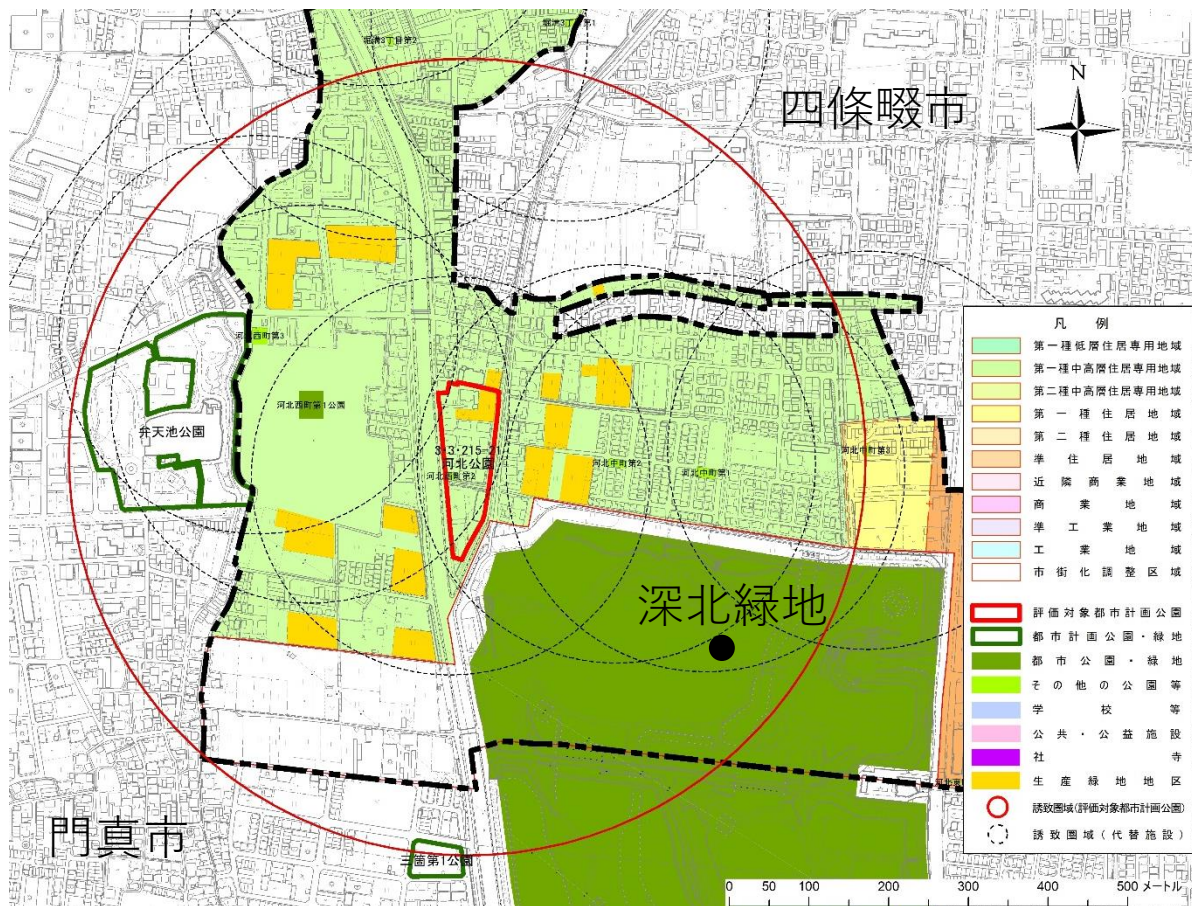
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ⑳ 打上公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	2.70	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



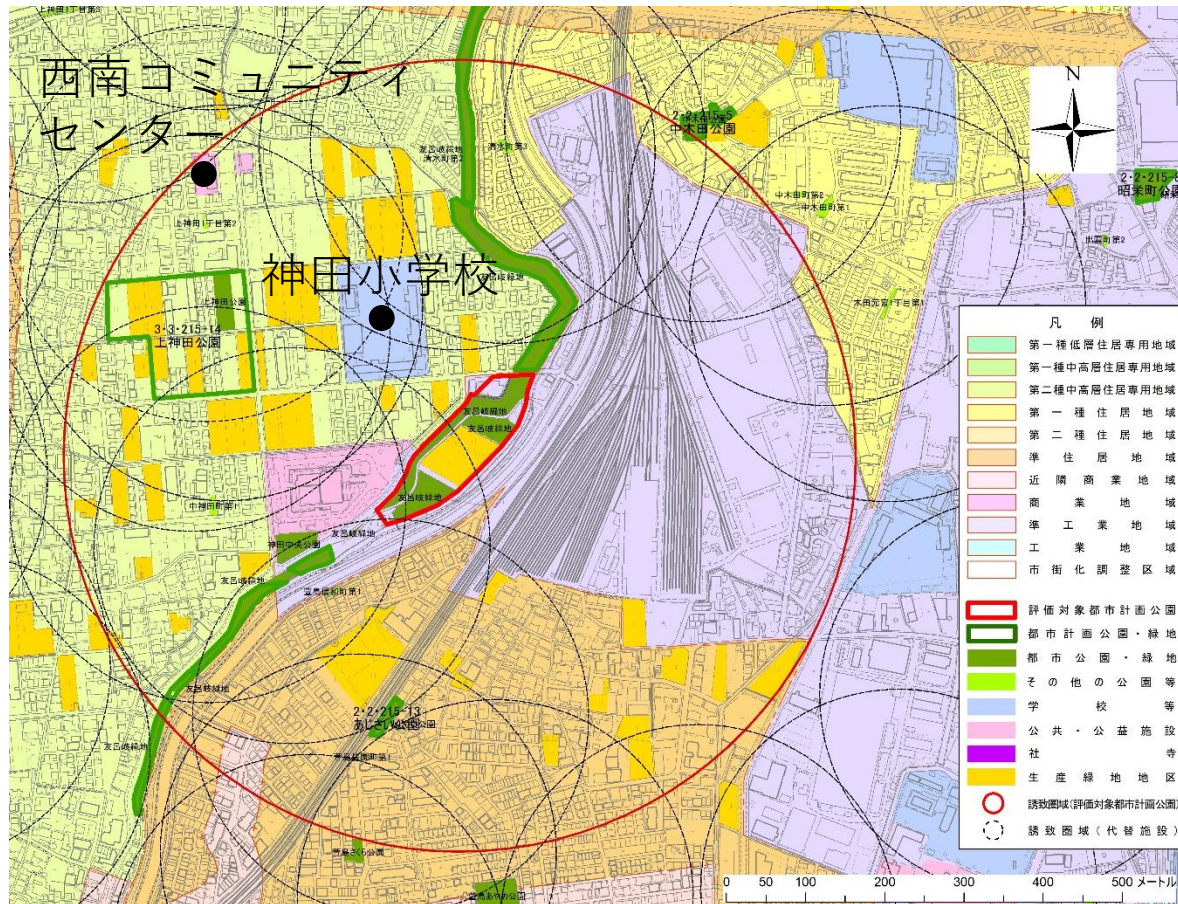
2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ②④ 河北公園

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
近隣	S44.5.23	1.40	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	廃止候補



2 都市計画公園及び緑地の評価内容等 ②⑥ 友呂岐緑地

種別	都市計画 決定年月日	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価結果
				存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果	
				防災	環境	景観			防災	環境	景観			
緑地	S48.11.14	1.42	0.90	開設区域で充足										変更候補



2 都市計画公園及び緑地の評価内容等

市みどりの基本計画

○都市公園の整備目標

全体目標：市域全体における整備目標を130.75haから約140haにします。

目標	策定時 (平成12年(2000年))	改定時 (平成30年(2018年))	目標年次 (令和22年(2040年))
	面積	面積	面積
都市公園の整備目標	111.43ha	130.75ha	約140ha

※都市公園とは、街区、近隣、地区、特殊、広域、国営、都市緑地、その他の都市公園の合計

⇒ まちづくりによる都市公園の整備等により、目標の達成に向け、取り組んでいきます。

2 都市計画公園及び緑地の評価内容等

- 評価を行った23の都市計画公園及び緑地のうち、21の都市計画公園及び緑地を「廃止・変更候補」とします。
 - ※ 廃止・変更見込面積（開設済み面積を除く。）約26.49ha

- 「存続候補」となった2つの都市計画公園については、実現性評価を踏まえ、整備手法等の検討を行います。
 - なお、社会経済情勢に合わせ、概ね5～10年ごとの見直しの中、再検証を行います。

2 都市計画公園及び緑地の評価内容等

住民1人当たりの公園面積

自治体	人口	開設面積	1人当たり公園面積※
大阪市	2,716,989人	887.76ha	3.27m ² /人
堺市	829,819人	705.21ha	①8.50m ² /人
東部 大阪都市 計画区域	枚方市	399,796人	5.49m ² /人
	守口市	141,762人	③7.08m ² /人
	大東市	121,010人	4.07m ² /人
	門真市	120,434人	1.12m ² /人
	交野市	76,355人	2.04m ² /人
	四條畷市	55,463人	②7.26m ² /人
	東大阪市	495,180人	2.75m ² /人
	八尾市	266,897人	2.79m ² /人
	柏原市	68,851人	2.35m ² /人
	寝屋川市	230,820人	129.09ha

※ 出典「大阪府都市公園一覧表(平成31年3月31日現在)」

【参考】 1人当たり公園面積 大阪府域平均 5.52m²/人 東部大阪都市計画区域 4.02m²/人

3 今後の予定

令和3年11月8日～11日 市民説明会

令和3年12月 都市計画公聴会

大阪府協議

都市計画案の作成

令和4年1月頃 都市計画案の縦覧・意見書の提出

令和4年2月頃 寝屋川市都市計画審議会

3 今後の予定

都市計画公聴会のお知らせ

○寝屋川市都市計画公聴会(予定)

日時: 令和3年12月15日(水) 午後2時から

場所: 東コミュニティセンター 2階 多目的室

※公聴会の内容につきましては、都市計画法第17条に基づく案の縦覧の際に公述内容及び本市の見解を添えて縦覧します。

○公述申出期間(予定)

期間: 令和3年11月16日(火)から令和3年11月30日(火)まで

問合せ・申込先: 寝屋川市 2軸化事業本部(寝屋川市役所 本庁3階)

申込方法: 2軸化事業本部に備え付けの公述申出書(所定様式)に意見等を記入して提出。傍聴希望者についても傍聴申出書を提出。

※所定様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

※公述申出がない場合は中止します。

4 都市計画の区域の廃止について

○都市計画の区域内では

- ① 都市計画の区域内では、将来的に公園又は緑地の整備が円滑に進むように、建物の建築に際して一定の制限がかかっています。このため、当該区域内に建物を建築する場合は、市の許可が必要となります。
- ② 固定資産税等(土地)の評価では、上記の建築制限を考慮し、対象となる土地に対して減価補正を適用しています。

○都市計画の区域が廃止されると

- ① 都市計画による建築制限がなくなります。
- ② 固定資産税等(土地)の評価の減価補正がなくなります(次回評価替え年度(令和6年度)からの予定)。

※固定資産税等の詳細につきましては、寝屋川市 市民サービス部 固定資産税担当までお問い合わせください。

現在、存在する公園又は緑地について、廃止したり、利用できなくなったりするものではありません。

注)一部開設済みの都市計画公園及び緑地(未完成の都市計画公園及び緑地)について、開設済みの箇所は、引き続き公園又は緑地として御利用いただけます。